

議第 1 1 3 号

呉市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について

呉市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例

呉市消防本部及び消防署設置条例（昭和 3 8 年呉市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前		改正後																						
(消防本部) 第 2 条 本市に消防本部を次のように設置する。		(消防本部) 第 2 条 本市に消防本部を次のように設置する。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉市消防局</td> <td>呉市中央 3 丁目 1 番 3 4 号</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	呉市消防局	呉市中央 3 丁目 1 番 3 4 号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉市消防局</td> <td>呉市西中央 3 丁目 1 番 9 号</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	呉市消防局	呉市西中央 3 丁目 1 番 9 号													
名称	位置																							
呉市消防局	呉市中央 3 丁目 1 番 3 4 号																							
名称	位置																							
呉市消防局	呉市西中央 3 丁目 1 番 9 号																							
(消防署) 第 3 条 本市に消防署を次のように設置する。		(消防署) 第 3 条 本市に消防署を次のように設置する。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉市西消防署</td> <td>呉市中央 3 丁目 1 番 3 4 号</td> <td>呉市東消防署及び呉市音戸消防署の管轄区域を除く市の全域</td> </tr> <tr> <td>呉市東消防署</td> <td>呉市広古新開 2 丁目 1 番 9 号</td> <td>阿賀，広，仁方，郷原，下蒲刈，川尻，蒲刈，安浦，豊浜及び豊の支所所管区域</td> </tr> <tr> <td>呉市音戸消防署</td> <td>呉市音戸町高須 2 丁目 1 番 1 9 号</td> <td>音戸及び倉橋の支所所管区域</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	管轄区域	呉市西消防署	呉市中央 3 丁目 1 番 3 4 号	呉市東消防署及び呉市音戸消防署の管轄区域を除く市の全域	呉市東消防署	呉市広古新開 2 丁目 1 番 9 号	阿賀，広，仁方，郷原，下蒲刈，川尻，蒲刈，安浦，豊浜及び豊の支所所管区域	呉市音戸消防署	呉市音戸町高須 2 丁目 1 番 1 9 号	音戸及び倉橋の支所所管区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉市西消防署</td> <td>呉市西中央 3 丁目 1 番 9 号</td> <td>呉市東消防署の管轄区域を除く市の全域</td> </tr> <tr> <td>呉市東消防署</td> <td>呉市広古新開 2 丁目 1 番 9 号</td> <td>阿賀，広，仁方，郷原，下蒲刈，川尻，蒲刈，安浦，豊浜及び豊の支所所管区域</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	管轄区域	呉市西消防署	呉市西中央 3 丁目 1 番 9 号	呉市東消防署の管轄区域を除く市の全域	呉市東消防署	呉市広古新開 2 丁目 1 番 9 号	阿賀，広，仁方，郷原，下蒲刈，川尻，蒲刈，安浦，豊浜及び豊の支所所管区域
名称	位置	管轄区域																						
呉市西消防署	呉市中央 3 丁目 1 番 3 4 号	呉市東消防署及び呉市音戸消防署の管轄区域を除く市の全域																						
呉市東消防署	呉市広古新開 2 丁目 1 番 9 号	阿賀，広，仁方，郷原，下蒲刈，川尻，蒲刈，安浦，豊浜及び豊の支所所管区域																						
呉市音戸消防署	呉市音戸町高須 2 丁目 1 番 1 9 号	音戸及び倉橋の支所所管区域																						
名称	位置	管轄区域																						
呉市西消防署	呉市西中央 3 丁目 1 番 9 号	呉市東消防署の管轄区域を除く市の全域																						
呉市東消防署	呉市広古新開 2 丁目 1 番 9 号	阿賀，広，仁方，郷原，下蒲刈，川尻，蒲刈，安浦，豊浜及び豊の支所所管区域																						

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び第 3 条の表呉市西消防署の項の改正規定（「呉市中央 3 丁目 1 番 3 4 号」を「呉市西中央 3 丁目 1 番 9 号」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

呉市西消防署と呉市音戸消防署を統合し，並びに呉市消防局及び呉市西消防署の位置を変更するため，この条例案を提出する。